

高 齢 者 対 策 特 別 委 員 会 行 政 調 査 報 告 書

令和7年7月25日付け委員派遣承認要求書に基づき、同日付けで議長から承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和7年10月9日

墨田区議会議長

佐 藤 篤 様

高齢者対策特別委員長

たかはしのりこ

記

1 調査期間

令和7年7月28日（月）～7月29日（火）

2 調査場所

- (1) 滋賀県野洲市
- (2) 兵庫県神戸市

3 調査事項

- (1) 独居高齢者への取組について
 - ア 見守りネットワークの構築について
 - イ 生活困窮者等への生活再建支援について
- (2) 終活への取組について
 - ア エンディングプラン・サポート事業について

4 出席委員氏名

たかはしのりこ	中 村 あきひろ	小 林 しょう
船 橋 けんご	井 上 裕 幾	甲 斐 まりこ
はねだ 福 代	山 下 ひろみ	しもむら 緑
福 田 はるみ		

5 同行理事者職氏名

福祉部長
浮 田 康 宏

6 随行事務局職員

議事調査主査	議事調査主査
酒 井 峻 一	和 田 新 平

7 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【野洲市】

1 市の概要

野洲市は、平成 16 年 10 月に旧中主町と旧野洲町が合併し誕生した都市で、滋賀県の南部の湖南地域に位置しており、西は守山市、栗東市、南は湖南市、東は近江八幡市、竜王町に接しており、気候の漸移地帯に位置し、変化に富んだ気候で北陸と瀬戸内気候の特色が共存した気候が特徴で、比較的温暖で雨量の少ない地域である。

東南部の三上山から妙光寺山、鏡山等によって形成する山地部と、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる平坦地に分けられ、多数の銅鐸が出土し、「銅鐸のまち」として知られ、ほかにも古墳群や神社仏閣など豊富な歴史・文化遺産に恵まれたまちである。

三上山から琵琶湖までの野洲市の自然や歴史遺産を有効に生かした観光産業にも力を入れており、農業・商工業・地域産業の振興とバランスの取れた活力あるまちづくりを推進している。

令和 7 年 7 月 1 日現在、面積は 80.15 平方キロメートル、人口は 5 万 571 人である。

(参考資料／野洲市のホームページほか)

2 調査事項

(1) 独居高齢者への取組について

ア 見守りネットワークの構築及び生活困窮者等への生活再建支援の概要

野洲市では、平成 28 年に野洲市くらし支えあい条例を制定し、市内で活動されている事業者や団体、自治会と協定を結び、連携して見守りネットワーク事業を行っている。これまで行われてきた地域による見守り活動を更に発展させて、市、事業者及び自治組織等の協力を得て、高齢者や障害者、ひとり親、生活困窮者等の対象者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り・支えあう仕組みである。

また、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等として対象に捉え、条例を効果的に活用し、相談者の発見から支援に取り組んでいる。

3 質疑等（午後 1 時 30 分～午後 3 時 35 分）

◎野洲市議会議長

～ あいさつ ～

◎委員長（たかはしのりこ）

～ あいさつ ～

◎野洲市理事者（市民生活相談課長）

～ 資料に基づき、見守りネットワークの構築及び生活困窮者等への生活再建支援について説明 ～

< 質 疑 >

◎委員（小林しょう）

2 点ございます。1 点目が事前質問の中で、再困窮を防ぐための質問をさせていただいたのですが、ご回答の中で、問題を解決できてもできなくても、相談者様と関係を持ち続けるとあったんですけれども、具体的にどのような形で関係を持ち続けるのでしょうか。

例えば、一定期間を経た後に、改めて現状いかがですかということで、市からアプローチをするということなんでしょうか。そのことをお伺いしたいと思います。

◎野洲市理事者

今、おっしゃっていただいたように、一旦相談していただいた内容が終わったとしても、その後、継続して相談員のほうから、その後お変わりはありませんかというようなことで、つながりを持たせていただいて、そのお話の中で、実はまだこういうことがあって困っているんですみたい

な話になったときには、また関係機関とつなげて、その方を再度支援していくというような形を取らせていただいております。

◎委員（小林しょう）

そのアプローチというのは、市民生活相談課からなのか、それとも、最も関連がある所管、障害をお持ちの方なら障害福祉課なのか、どちらからでしょうか。

◎野洲市理事者

基本的には市民生活相談課からアプローチさせていただいております。

◎委員（小林しょう）

今のご回答からも、市民生活相談課が相談者の入り口になるのかなと思っているんですけども、市民生活相談課と関係部署は、何か定期的に合同の会議というのはお持ちでいらっしゃいますか。

◎野洲市理事者

会議というしっかりしたものということではなく、その都度、この方のこのケースについてという形で、絶えず連絡、連携を取り合っているような状況です。

◎委員（小林しょう）

それは、全体的に複数の部署で動くのではなくて、相談者の方に一番適した部署と市民生活相談課がやるということでしょうか。

◎野洲市理事者

野洲市の場合は、相談支援を直営でやっているんです。他自治体では、相談支援事業を委託されていることが多いかと思うんですけども、直営だからこそ、何かあったときにすぐ担当課と連絡を取り合って、連携していけるというのが野洲市のいいところ、直営のメリットと感じております。

◎委員（船橋けんご）

私からは、債権管理と相談の関係について伺いたいと思います。本区は債権管理を一元化してなくて、各課で債権を管理している状況なんですけど、野洲市の取組を見ると、非強制徴収公債権だったり、私債権だったりというような滞納があることをある種シグナルと捉えて、生活困窮者、若しくはそのリスクのある方ということで相談につなげている。

あと、相談の後に關しても、生活の再建は難しいだろうとか、職の回復は困難だろうというときに、それはもう建前上は借金とか借入れなんだから返せという話になると思うんですけども、それはやはり幸せになれないだろうということで、債権管理審査会だったり審議会の承認を経て債権の放棄をされていると思うんですけど、やはり財産上の利益も損なうという意見も出ると思うんですね。市の財産なので、債権を放棄するというのは結構議論を呼ぶところなのかなと思ってからこそ、その人の状況を詳しく市が分かっているから、委員会に掛けやすいという背景があるのかなと感じました。

聞きたいことが、債権管理条例だったり債権管理についての相談というのは、たまたま債権管理はもう一元管理されている状況だったのか、こういうことをやろうという取組の中で、債権管理を一元管理したほうがいいねという話になって変えてきたという経緯があるのか、歴史的経緯を教えてください。

◎野洲市理事者

歴史的経緯までは詳しくお答えできないんですけども、やはり強制徴収公債権につきましては、住民税とかがあるんですけども、それについては法の手続にのっとって強制徴収や差押えとかできることだと思うんです。しかし、給食費とか水道料金とかになってくると非強制になりますので、法に基づいて徴収することができない。果たしてそのまま放置していいのだろうか

かと。

でも、放置していくわけにもいかないんで、果たしてその債権をどうするのかということを検討したときに、恐らくその部分についても適正に管理していく必要があるだろうということで、債権管理条例を規定して、くらし支えあい条例の生活困窮者の支援というところで、債権管理条例に併せて適切な債権の徴収ができるように一元管理を制定したという経緯があったのかなと思うんです。

◎委員（船橋けんご）

ということであれば、やはり各課の個別の債権管理よりも、一元管理をしているからこそ支援をしやすいというところがあるということではよろしいのでしょうか。

◎野洲市理事者

おっしゃるとおりだと思います。

◎委員（はねだ福代）

視察に来させていただく前に調べたときに、本当に素晴らしいなと思いました。市民の方の困り事に対するその姿勢、私たち委員であれば様々な相談が来るんですけども、それを行政につなげて、そして解決していただくということで墨田区でも取り組んでいるんですが、アウトリーチをして困っていることを見つけてくる、メッセージがすごいなと感じました。

野洲市の市民生活総合支援推進委員会の要綱の中に、部会を三つ設けることができるということが書かれているんですが、これは定期的に関いていらっしゃるのか、どういったときにそれが開かれているのか、そしてどういった内容を議論されているのかというところを詳しく教えていただければと思います。

◎野洲市理事者

基本的には、最低年1回は研修とかで会議を開くようになっているんですけども、特に自殺に関しましては、亡くなられた方の世帯に対する支援をどうしていくのかであったり、亡くなられた方に携わっていた職員に対するフォローをどうしていくのかであったり、そういう協議する場が年何回かあります。

ただ、ほかの部会については、年1回程度の会議の開催であると思っております。

◎委員（はねだ福代）

経済的困窮と地域社会からの孤立ということも支えあい条例に整理をされておりますけれども、経済的困窮と地域社会からの孤立というと、全て網羅されているというか、そこに結構皆さん課題がある方が多くて、一つ一つ切り離すことができないと思うんです。

そういった中で、市民の諸課題を探してつなげていくというところで、今取り組んでいらっしゃる市民生活相談課の方々というのは、本当にすごい高い意識で臨まれていると思うんですけども、やりがいだったり、また、そういった意識をつくっていくための考え、そのお話を伺えればと思います。

◎野洲市理事者

もともと野洲市の制度、くらし支えあい条例に基づく生活困窮者支援、この土台をつくった職員がいて、既に退職してしまっているんですけども、その職員がかなりのリーダーシップを取ってこの制度をつくり上げてきました。当然、その職員だけではなくて、その周りにいた職員、相談員についても同じような気持ちを持ってこの制度に取り組んできました。

野洲市がこのテーマで視察を受けることは非常に多く、私も過去に議会事務局にいたときに、年間二、三十件、このテーマの視察を受けていたんです。そのときには、この制度を立ち上げた職員もいて、話をお聞きしていると、やはり各市の議員さんが来られる理由として、野洲市のこの取組は素晴らしいということで来られていました。

職員自身も、自分たちが他市ではやっていないことをやっているとか、他市よりも深く支援をしているとか、そういう自覚を持って仕事に当たっています。ほかの市の職員さんと、地元の市の職員さんとを比べたことがないので、ちょっと何とも言えないんですけども、仕事に対する接し方、市民に対する相談員の接し方を見ていると、そういう高い気持ちを持って仕事に臨んでおられるなどというのは、よく感じています。

◎委員（はねだ福代）

国の制度がこれに追い付いてくるのか、様々な法改正等でこれから変わっていくかもしれないんですけども、是非、御市のすばらしい取組を調査させていただいて、墨田区でもどこまでそれができかどうかというところはありますけれども、私たちもしっかりと勉強させていただいて、区民がよかったと思っていただけるような仕組みを推進してまいりたいと思っています。

◎委員（中村あきひろ）

今回、野洲市くらし支えあい条例を見て、消費者庁の安全確保協議会というところをアプローチとして捉えているということで、実は墨田区議会でも2年前に、私がちょっと課題提起したんですが、検討していくで終わってしまったんですね。

これはなぜかと申し上げると、警察との協力とか資料提供だったり、その辺がなかなか難しいということで、検討するで止まってしまったので、周りの皆さんから協力いただくような仕組みはどうやって築き上げたのかということと、あと高齢者の皆さんと消費者庁ということだと、日々の暮らしの中で弁当を配布したりとかあると思うんですけども、そういったところをどうやって皆さんは見られているのかということをお教えいただければと思います。

◎野洲市理事者

安全確保協議会を条例制定のタイミングに合わせて市で設置したんですけども、当初から警察がメンバーに入っておられて、そのときに、警察が入ることについて警察と協議はしているかと思うんですけども、なぜ警察が入っておられるのかというのは、ちょっと申し訳ありませんけれどもお答えができません。ただ、入っておられるからこそ、見守りリストを作成するに当たって、消費者庁からもリストをもらえますし、警察が保有しておられるリストももらうことができますし、作成した見守りリストについては警察のほうにも渡して、警察においても見守りをしているという状況があります。後半のほうはもう一度お願いします。

◎委員（中村あきひろ）

後半が、高齢者の皆さんが買物をできない場合に、お店から自宅に行ったときに異変がないとか、そういったところの協力だったり、新聞配達屋さんとかもあると思います。その辺はどうやって構築されたのかということです。

◎野洲市理事者

資料に、今協定を結んでいる49の事業者を書いています。お弁当を配食しているような業者さんとはまだ提携はできていないんですけども、生活に密接している新聞配達は毎日行くのでちょっとたまっているという異変をキャッチしやすいったり、あとは水道とかガス、亡くなってしまっただけで使っておられないと使用量の変化が見られたり、あとは金銭面の被害、銀行で詐欺に遭う可能性のある案件をキャッチしたら、実際に被害が発生したわけではないけれども、これは大丈夫かなということで連絡いただくというような連携を取れる体制は構築できております。

◎委員（中村あきひろ）

債権管理のことで、さっき船橋委員からもあったんですけども、このコストがどれぐらい下がっているのでしょうか。あと、公平性の課題とかはどのように対応したのかなと思っています。

滞納がSOSのサインで、その後に債権処理をするということですが、債権処理をするときに、その方があえて払わなくなったりという事案もあったのかなとか、そういったことの課

題もありましたか。教えていただきたいと思います。

◎野洲市理事者

当然の話として、全ての債権を放棄するということではありません。移管した債権について、移管する前もそうなんですけれども、滞納されていたとしても、それが悪質な滞納者なのか、何か事由によって生活困窮状態に陥っておられるのかというところは、当然判断することになると思います。それが生活困窮状態に陥っておられるということでしたら、審査会でその方の債権放棄がその方の生活再建に向けて必要と判断されたならば、債権放棄をするという形で市で決定して、最終的には議会での報告が必要になってきます。市だけでできることではないと思いますし、そこは必要な人と必要でない人を精査した上でということになると思いますし、コスト面につきましても、正直私も存じ上げていないんですけれども、移管して、例えば全部納税課で一元管理することによって何かしらのコストが増えるということは、あったとしてもそんな大きなものではないのかなという気はしています。

◎委員（中村あきひろ）

債権管理で放棄した後に、生活再建に持っていくという話だと思うんですけれども、どれぐらい生活再建に結び付いたのかというのは捉えていますか。

◎野洲市理事者

個別の評価はしてはいないと思うんですけれども、債権放棄をされたからといっても、徴収公債権であっても税を滞納される方というのは、同じように税の滞納をするそういう流れになってしまうので、やはり市民生活相談課とか債権の所管課が何かしらでつながって、継続してお声掛けはさせていただいています。

◎委員（山下ひろみ）

我が会派は日本共産党なんですが、OBの先輩が、野洲市は日本共産党に対する生活相談がないほどすごいんだとずっと聞かされてきて、私、ここに来たかったので、本当にうれしく思います。

一つお聞きしたいのが、野洲市くらし支えあい条例の特に訪問販売のところで、いろいろな自治体を見ていて、ここまで条例化しているってなかなかないと思うんですね。条例にしようとした理由があれば教えていただきたいです。

◎野洲市理事者

この条例を定めた当時いた者が消費生活相談員の国家資格を持っている職員で、この課で長年活躍していた者になるんですけれども、少しでも市民を救うためにということでこの条文をどうしても入れるということで入れたんです。それまでにもほかの市町で、こういったことに取り組もうと思われたところがあったというふうに聞いておりましたが、例えば新聞なんかもそうかなと思うんですけれども、訪問販売業界からの反発が多くて、条例の成立まで行かなかったということでした。野洲市は、この表のところにも書いているんですけれども、三方よしの経営、事業者を巻き込んで、みんなで地域をよくするんですよということで、事業者を規制するということではなくて、みんなでよくするためにということを強く打ち出して、条例制定にまでこぎ着けられたというような話は、当時の者から聞いております。

◎副委員長（中村あきひろ）

～ 副委員長終了あいさつ ～

以上

調査概要 【神戸市】

1 市の概要

神戸市は、六甲山系（六甲山、摩耶山等）により南北に二分され、瀬戸内に広がる既成市街地と内陸部に続く西北神地域から成る。

既成市街地は、東西に細長い帯状の山麓台地及び海岸低地からなっており、ここに市人口の約4割の人が生活している。大阪湾に面した臨海部は、港湾・工業地帯、帯状の中央部は住商工の複合地帯、山麓部は住居地帯を構成しており、三層構造を形成している。

一方、六甲山系の北に位置する北神地域は、帝釈山、丹生山等の山々と丘陵地が波状に展開し、西の西神地域は、明石川水系の河川によりつくられた低い台地で播磨平野に続いている。これらの地域は農地と山林が主体であり、自然環境を維持する緑地空間として重要な役割を果たしている。

気候は、全般的に瀬戸内海気候に属し、比較的冬暖かく夏涼しく、晴天の日が多いばかりでなく雪も少ない。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から早期の復旧・復興を図るため、2兆9千億円もの膨大な復興関連事業費の投入、多額の市債発行などにより、これまで非常に厳しい財政運営を行わなければならなかった。こうした状況においても市民の暮らしと安全・安心を守るという行政の使命を果たすため、震災直後から行財政改革に着手し、現在に至るまで切れ目のない取組を続けている。

令和7年7月1日現在、人口は147万7千267人、面積は557.03平方キロメートルである。

（参考資料／神戸市ホームページほか）

2 調査事項

（1）終活への取組について

ア エンディングプラン・サポート事業の概要

神戸市では、超高齢化の進展や少子化・非婚化などの家族形態・社会経済情勢の変化を踏まえ、頼れる身寄りがなく生活にゆとりがない高齢者について、自身の葬儀や納骨先などへの不安を解消するため、生前の葬儀・納骨予約（市民と葬祭事業者の間の契約）の手続を市が支援する仕組みとして「エンディングプラン・サポート事業」を開始した。

3 質疑等（午前10時00分～午前11時09分）

◎神戸市会事務局長

～ あいさつ ～

◎神戸市理事者（斎園管理課長）

～ 資料に基づきエンディングプラン・サポート事業について説明 ～

< 質 疑 >

◎委員（甲斐まりこ）

実際に亡くなったときにすぐに葬儀屋さんに情報が行かなくちゃいけないと思うんです。例えば1年に一度ご確認されていますけれども、いつの間にか体調が悪くなられていて、ご自宅なり病院で亡くなられたときに、その葬儀屋さんに確実に連絡が行くようにどのような方法をとられていらっしゃるのか、お伺いします。

◎神戸市理事者

亡くなられたときの対応になるんですけれども、亡くなられたときに、このエンディングプラン・サポートの登録者であることを示すために、神戸市の担当部署ですとか、契約葬祭事業者の連

絡先を記載した大小二つの登録カードをご本人にお渡ししておきます。これは他都市に倣っているんですけども、大きいものがA5サイズで、ご自宅の冷蔵庫などに貼っていただくことを想定しております。

もう一つは、小さい名刺サイズでございまして、それは携行していただくことを想定しています。この登録カードをご覧になった方から、この人、何か契約しているということで、神戸市ですとか葬祭事業者へ連絡が入るということになります。生前契約に基づいて葬儀、納骨が行われることを想定しておりますので、物理的には、これ以外やりようがないかなというところですよ。

◎委員（甲斐まりこ）

2点目なんですけれども、先ほどもおっしゃっていましたが、もう少し終活全般の特に見守り、任意後見、死後事務、こちらのほうを検討していくということだったんですけども、例えば死後事務のことを今後取り組まれるとしたら、そこにこの葬儀のことは内包されるような形になりますか。

◎神戸市理事者

死後事務の中に葬儀のことが入ってくるケースもあろうかとは思いますが、ただ、そこは終活支援全般のほうがどういう制度になるかというところになってきます。

◎委員（井上裕幾）

対象となる方が申請される際の年収に関しては課税証明書なりで分かるかなと思うんですけども、預貯金、不動産、固定資産などについては、これはご本人がやるのか、そこもサポートされているのか、そのあたりも教えていただければと思います。

◎神戸市理事者

ご本人に持ってきてもらうということになりますけれども、何が要るのかと言われたときには、例えば税務署からこんなのが来ていると思うから、1回探してみてもというような話をしております。

通帳については、もう65歳以上の方になるので、年金が入っている通帳のコピーを持ってきていただきます。

◎委員（井上裕幾）

もしかしたら複数の口座を持っていらっしゃるかもしれません。そのあたりの確認はされるんですか。

◎神戸市理事者

お聞きはするんですけども、そこは我々が調査できるものではないので、ないですと言われたら、もうそれまでです。

◎委員（井上裕幾）

定期的な確認は基本的には電話確認だと思うんですけども、電話以外の対応はどういうふうにされているのでしょうか。あと、安否確認の際に、新たな課題がもし発見された場合、どういった対応をされているのでしょうか。

◎神戸市理事者

年に1回の状況確認は、市の職員が行います。電話で生活状況を確認し、葬儀会社に対しては預託金が保全されているか確認をするということになります。

また、10月から新しく終活相談窓口が立ち上がるので、そのタイミングでもし困り事があったら1回相談してみたらという案内をすることになります。

◎委員（山下ひろみ）

無縁遺骨の場合に、例えばそういう契約をされた後に亡くなって、ご家族がやはり引き取りたいんだということがあったとき、本人との契約はどうなるのでしょうか。それと、420件の問合せ

があるんだけど、契約までに至ったのが12件程度ということですが、対象となる方の要件をもう少し広げる予定はあるんでしょうか。

◎神戸市理事者

ややこしいんですが、まず、エンディングプラン・サポートでは無縁にはならないんです。誰も葬儀、納骨をする人がいないので無縁遺骨になるんですけれども、エンディングプラン・サポートでは、ご自身がここに納めてくれということで、そこに納まることになるので、無縁にはならないということです。

なので生前契約により、気づいたときには、もう入ってしまっているということになります。あとは、例えばもしお寺の合祀墓か何かに入っているとすると、そのお寺と親族がどういう話をされるかということになるかと思います。

要件のほうになりますけれども、先ほど申し上げたとおり、預貯金で引っ掛かるのが一番多いんですね。現金収入がたくさんあるという方がこれをやりたいということはありません。あと、持家で資産を持っている方がこれをやりたいということもありません。多いのは、収入はそんなにないし、資産もないんだけど、預貯金だけがどうしても240万円以上あるというケースになっています。

これについては、行政のセーフティーネットということで今絞っている部分もあるんですけれども、どうしてもそれでかなりはじかれてしまっているの、何かしら見直しをするのかどうかというのは、検討していく必要があろうかなと考えています。

◎委員（中村あきひろ）

神戸市の現状で、無縁遺骨保管数が183体ということで、行政コストだと大体10万から20万円ぐらいですかね。

◎神戸市理事者

大体それぐらいですね、引いたりして。

◎委員（中村あきひろ）

4,000万円ということで、所得制限をしているのは人的コストが限られているということで、何人まで対応可能なのかということです。葬儀で掛かる一般的な費用150万円ぐらいを36万円にしている。行政コストが20万円掛かるというところを消していかなきゃいけないということだと思うんですね。

だから、その人的コストと、人数との割合をどの辺までやっていくのかというのは、現状どこまで考えているのでしょうか。

◎神戸市理事者

当然ながらそういったコストもあるんですけれども、きっかけとしては在り方検討会でしっかり言われてしまっている、個人の尊厳を守れていない、どうなんだという話から来ています。

人的支援についても、今、葬儀、納骨をエンディング・サポートだけですけれども、仮にこれが終活支援全般の中の一つのメニューになれば、コストとしては全体として薄まってくるかなというところはあります。

◎委員（中村あきひろ）

事業者さんが36万円で作るとということで、葬儀会社ってそれでどれぐらい利益が出るのかなということと、あと契約を結んでから20年ぐらい経過してお亡くなりになったときに、事業者さんが倒産しているということも中規模だと当然あると思うんですが、その辺のことはどういうふうに想定されているのでしょうか。

◎神戸市理事者

まず、利益については各社いろいろかと思っています。我々としては、この範囲でお願いできる、こ

の事業の趣旨に賛同して手を挙げていただいているところで、中には、一定利益が確保できるところもあるでしょうし、ほとんど利益はないというところもあるかもしれません。

倒産につきましては、始めるときにも話はあったんですけども、そこは我々、こういう言い方がいいかわからないですけども、致し方ないといえますか、先ほど申し上げたとおり三者契約ではございませんので、もし倒産されたときには、相談ということになってしまいます。

◎委員（中村あきひろ）

例えば36万円払って、残念ながら事業者がなくなった場合、行政は補償しないということですか。

◎神戸市理事者

そこは、神戸市が何か間に入るということはないということで、今ご契約いただいております。

◎福祉部長（浮田康宏）

行政の立場として、この事業の運営で、例えば予算規模であるとか、人員体制とか、件数とか、今どんな状況で、今後どういう見込みなのか、あと福祉関係との連携もあるというお話がありましたけれども、今の連携状況とか、今後の見込みとか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

◎神戸市理事者

予算につきましては、人件費が2名分でございます。1名が事業担当係長で専任です。あともう1名は相談員として派遣で、介護福祉士の資格を持っている方に来ていただいております。あとは事業の事務費で200万円というぐらいです。ですので、2名分の人件費がほとんど思っていただけだと思います。

今後の展望ですけども、先ほどからお話ししているように福祉局で終活相談窓口を今準備していますので、そこができてから、どういった連携にするかというところは、例えば窓口が一つになって、終活相談として何人かいて、そのうちのメニューの一つがこのエンディングプラン・サポートの葬儀、納骨ということになるのか、それをいつするのか、しばらくこういう形で併用するのかというところで変わってまいります。

◎福祉部長（浮田康宏）

今この葬儀のプランだけということで、契約をサポートしておられて、終活全般的な支援もこれからお考えになるということでした。我々の区の社会福祉協議会がやっているプランでは、終活全般の支援をやっているんですけども、逆にこういった葬儀だけをお願いしたいとか、経費が全体的に大きくなってくると個別に契約したいというご意見もあるんです。今後の終活サポート全般を考えると、個別にそういった契約ができるような形を考えていらっしゃるのか、一つの終活全般のパッケージにするのか、その辺のお考えはありますか。

◎神戸市理事者

契約自体は、個別かなと思います。

今、これは葬儀会社がやっています。例えば遺品整理をやっている葬儀会社でしたらそれも同じ業者がやると思うんですけども、遺品整理に対応していないとなると、遺品整理は別の業者ということになってくるんだと思いますので。

◎委員（はねだ福代）

生活状況の聞き取りをされていますけれども、例えば亡くなったときの保険に入っていられない方とか、そういうことに対しては全く絡まないのですか。

◎神戸市理事者

ご本人の葬儀、納骨以外で生前に何かされていたことについて、市が出ていくということはないです。

◎委員（はねだ福代）

それと、葬祭事業者の情報提供ということで、どこら辺まで説明をして、その方に判断していただいているのでしょうか。

◎神戸市理事者

葬祭事業者のリストをお渡しするだけになりますので、基本的にはご自宅の近くですとか、あとは例えば足が悪いので駅前がいいなということでしたら、ここだったら駅から近いですよとか、それぐらいの話しかしていません。

◎委員（はねだ福代）

そういった場合は、本人がアクションを起こすのか、市から葬祭事業者にも情報を提供するのか、営業を掛けるのかとか、どこまで行いますか。

◎神戸市理事者

まず対象者の方に葬祭事業者のリストと、エンディングプラン・サポート事業の登録者ですよということがわかるものをお渡しします。あとは、ご本人がリストの中からご自分で葬祭業者に電話をして、アポイントを取って、1回行って、そのときに、私は対象者ですよというものを見せて、葬祭業者と話をするという流れになります。

◎委員（はねだ福代）

契約をしたときに、役所のほうに契約をしますということを伝えるんですか。

◎神戸市理事者

なので、本人は2回行かないといけません。まず、1回葬祭事業者と会ってある程度話を詰めて、例えば1週間後に本契約しましょうというときには、市の職員の日程調整をして、3人の都合が付くタイミングで契約します。必ず立ち会います。

◎委員（はねだ福代）

一緒にいてくださるということなんですね。

◎神戸市理事者

お2人で契約しての事後報告ではないです。必ず職員立会いの下、契約しています。

◎委員長（たかはしのりこ）

420件のご相談がこれまであったということでしたが、葬儀、お墓のご相談が多いとは思いますが、先ほどおっしゃっていたような終活全般ということについても多分心配な高齢者の方もいらっしゃるのかなと思うんです。こういったご相談が多いのか教えていただければと思います。

◎神戸市理事者

基本的には、もう書いてあるものを見ていらっしゃるの、葬儀、納骨ということで、多いのがやはり所得制限であったり、中には、問合せして制度の中身は分かった、またちょっと考えるみたいな方も多いです。やはり自分で先にお金を払わないといけないですし、そんなに別に急ぐものでもないのという方もいらっしゃいます。

中には、ほかにもいろいろ聞いてもらえるんですかという問い合わせもありますが、そんなに数としては少ないです。一番多いのが、話をした所得要件で私は駄目ですねということで、もういいですという方、中には、ちょっと別に自分のお金でやるんだから所得制限なんかなくてほしいと要望だけしておきますという方も多いです。

◎委員長（たかはしのりこ）

原則、葬儀、納骨が付いて36万円までということですが、追加でお支払いすると葬儀の内容とかを拡充ができるということです。葬儀会社さんによってサービスや料金も様々だと思うんですが、所得制限がある中で、ちょっと偏りはあるのでしょうか。

◎神戸市理事者

大体同じですね。36万円で契約されることがほとんどですね。若干違うものもありますけれども、なぜわざわざ原則としているかといいますと、例えばご自身があと5万円出してこれだけはやりたいというときに、じゃ36万円を超えたから、もう市の職員は立会いもしないし、意向確認もしませんみたいなことが本当にいいのかという、それだけの話なんですね。

なので、少しぐらい別に超えてもいいじゃないかということで認めている。例えば100万円の葬式をするというんだったら、それはご自身でどうぞというイメージです。

◎委員長（たかはしのりこ）

あと、ご本人の葬儀の内容にもよると思うんですけども、頼れる身寄りのない方が、葬儀を行うに当たって、例えばご友人とかに連絡をしてほしいとか、そういったことは葬儀会社さんで請け負われているんですか。

◎神戸市理事者

それは市で聞きます。我々のほうからも、連絡が通じればになりますけれども、連絡はします。友人若しくはお隣さんなんかで、声は掛けてほしいという方には、我々のほうで努力はします。当然ちよつとつながるかどうかというのがありますが。

◎委員長（たかはしのりこ）

それは市のほうでやったださって、本当に葬儀会社さんは、葬儀に係るものと、お墓とということですね。

◎神戸市理事者

もちろん内容は共有しますので、もし葬儀会社のほうで電話しようかといったら全然してもらっていいんですけども、基本的には市ですることになると思います。

◎委員（はねだ福代）

今、在り方検討会、有識者会議で課題の現状、対応とかが出ていることを確認させていただいたんですが、そこを見ると、やはりお墓の形態が変わってきて、期限付きの墓地とか合葬墓など、皆さんのニーズもすごいということです。今回こういうエンディングプラン・サポートに申し込まれる方は、公営のところが使われるということは決まっではないんですか。

◎神戸市理事者

まず市営の合葬墓がございまして、何もなければそこをご紹介していただくことになるかと思っています。あとは多いのが葬祭事業者で割と懇意にしているお寺さんなんかで、合祀墓はお安いのがあったりするので、ここでどうですかと紹介するパターンもあります。

◎委員（はねだ福代）

そういうのは選べるということですね。

◎神戸市理事者

納骨先の指定はございませんので、市営の合葬墓か、そういったいわゆるお寺の合祀墓か、どちらになるかだと思います。

必ずこれにしてくださいという縛りはございません。

◎委員（中村あきひろ）

さっき言っていた友人に行政から連絡するというのは直葬形式ですか。

◎神戸市理事者

直葬がメインになります。

◎委員（中村あきひろ）

直葬がメインになりますよね。そうすると、霊安室か何かで例えば最後にいるというか、10分なり20分、そういうふうなイメージですか。

◎神戸市理事者

霊安室ですとか、場合によっては火葬場ですとかということになるかもしれません。なので、そこで、顔を出すとおっしゃるのかどうかというところですね。

◎委員（中村あきひろ）

それは葬儀会社もそういった想定で組まれているということですね。

◎神戸市理事者

そうですね。なので、そんなにかしこまったことはできないので、もう最後に駆け付けるかどうかぐらいになるかと思います。

◎委員長（たかはしのりこ）

～ 委員長終了あいさつ ～

以上